管財課車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることに ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

管財課車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年(2017年)7月25日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

管財課車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

1 事故発生年月日 2016年10月12日

2 事故発生場所 町田市木曽東一丁目32番先路上

3 事 故 の 概 要 管財課車両が信号待ちで停車していた車両に追突し、相手方

運転者を負傷させたもの

4 事故の種別 交通事故

5 被害者の住所

6 被害者の氏名

7 損害賠償の額 1,503,902円